

発行元 (一社)京都手をつなぐ育成会

京都市右京区西京極新明町 38 番地 3

Tel:075-322-1070 Fax:075-322-1071

ホームページ <http://kyotoikuseikai.or.jp/>

メール: [jimu@kyotoikuseikai.or.jp](mailto:jimu@kyotoikuseikai.or.jp)

## 支部規約を改正し支部の再編を提案します

— (6) 支部長会での議論 —

支部長会では、支部役員会や支部総会で会員の皆様からお寄せいただいたご意見をもとに話し合いを重ねてまいりました。

今回は、7月14日開催の正副支部長会と8月18日開催の支部長会の報告をいたします。

7月の正副支部長会では、まず京都市社会福祉協議会より支部事業に対する助成金の申請方法について回答があり、具体的にはどのように申請するのが良いか協議しました。

次に育成ニュースでお知らせしている再編(案)の目的と各支部独自の事業について確認をしました。再編の目的は、役員を選出が困難な支部が増えてきたため1つの支部の人数を増やし役員を選出をしやすくすることにあります。支部独自の事業については、再編後も今までどおりに行うことができます。

以上の確認を行った後、再編する支部ごとに集まって顔合わせと、情報交換を行いました。

各支部の運営のしかた、事業の内容など、お互いのことを知って再編に向けて一歩を踏み出す密度の濃い話し合いが出来たと思います。これをきっかけに新しい支部で一緒に行った方がよいことや、今までどおり各行政区ごとに行った方がよいことなど運営について支部同士で話し合いを続けていただくようお願いしました。

8月の支部長会では、まず区社会福祉協議会からの共同募金助成金の申請について引き続き意見交換をしました。その後、支部でどのような話し合いがされたか報告を行いました。

再編に積極的な支部もあれば慎重に考えておられる支部もあります。会員の皆様とのつながり、区社会福祉協議会はじめ行政や諸団体との連携、支部独自の事業など今後どうなるのかわからない事が多々あると思います。様々なご意見をいただいておりますが、皆様が育成会の組織を維持し良くしていきたいというお考えを持っておられると思っています。

会員の皆様にはわからないことやご要望を各支部長へお寄せください。支部長会で情報を共有し、皆様のお力添えをいただきながらより良い方向を目指していきたいと思っております。皆様にこれまでの経緯とこれからの進め方についてご説明するため説明会の開催を検討してまいります。

(支部長会担当理事 玉村、杉本)

|           |   |          |   |                |   |
|-----------|---|----------|---|----------------|---|
| 法律講座「案内」… | ⑦ | 投稿コーナー…  | ④ | 支部規約の改正…       | ① |
| 活動計画…     | ⑧ | 学びのコーナー… | ⑤ | 感謝状を頂きました…     | ② |
| 相談件数…     | ⑧ | 育成会のあゆみ… | ⑥ | コロナワクチン接種について… | ② |
| 夏季麺類頒布数…  | ⑧ | 弁護士講座報告… | ⑧ | 青年学級だより…       | ③ |

京都市共同募金会様より

感謝状を頂きました。



## 新型コロナワクチンの接種に関して 合理的配慮を必要とする方について

新型コロナワクチンの接種が進んでいるところですが、知的障害を含む重度障害をお持ちの方の中には、接種に際し合理的配慮の必要な方がおられます。

この度、京都市では、事前にお申し入れがあった場合に、あらかじめ接種担当機関に合理的配慮の内容を伝えて、対応を申し入れる取扱いを行うこととなりましたので、ご希望の方は、事務局又は、工房にお伝えください。

この申し入れは、団体を通じて行う必要がありますので、個別に接種会場に申し入れを行うことはできません。ご注意ください。

手続きのながれ

- 1 京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイトにインターネットで申込又は京都市新型コロナワクチン接種コールセンターへ電話(0570-040808)して申込みます。
- 2 次に事務局又は事業所に合理的配慮の申し入れを行います。  
その際に次の事項をお申し出ください。
  - 接種者の氏名、生年月日、接種を希望する接種会場
  - 希望する合理的配慮の内容(別室で接種を受けたい、など)
- 3 申込みいただいた内容を連絡票にまとめ京都市に提出します。  
申込みいただいたのち、接種担当の担当者から確認の連絡が入ることがあります。内容によっては応じられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## ～～～ 7月・8月青年学級だより ～～～

今年度初めての日曜教室を7月4日・18日に行いました。

前半/後半の二部制の為、季節感のある7月の七夕かざりを変更して、15cm×10cmのベニヤ板に木工ボンドを塗り、色付き砂を振りかけ模様にする「砂絵」にチャレンジして貰いました。  
(壁掛けになります)

初めての作品でボンドの量、振りかける砂の量の作業の連続に、皆さん苦労されておりました。

コロナ禍での久しぶりの日曜教室に前半32名、後半37名の参加者がありました。  
始まったばかりの日曜教室ですが8月は夏休みでお休みになります。

6月から準備しておりました【第46回親睦大運動会】の開催プログラムの概要(案)を8月5日に事業所運営委員会で説明・訂正・7日理事会で承認して頂きました。

そして、18日支部長会にて、会員さんへのプログラムや島津アリーナ京都でのコロナ対策に関する各種書類を配布する予定でした。ところが17日に急遽【中止】となりました。

緊急事態宣言が「9月12日迄」と発令され、9月の青年学級日曜教室も中止となりました。

10月以降の日曜教室について8月23日に指導の先生に相談させて頂き、10月は9月の予定を繰り下げて行う事になりました。

「中止と予定変更のお知らせ」は、個別に郵送させて頂きました。

青年学級活動内容の変更、中止等、今後の状況については、コロナウイルス感染症に関わる予防措置として、利用者の健康を重視したものとご理解いただき、ご協力を宜しくお願いいたします。

青年学級担当理事 小谷 上田





## ～休日は野球を楽しんでいます。でも今はコロナで・・・～

西大路工房 藤原 敬章

京都市軟式野球連盟左京支部のA級<sup>\*</sup>に所属して野球をやっています。ちなみに昨年まではB級でした。年間に6大会ほどあり、各級により、大会も異なります。A級では国体、天皇杯が大きな大会となり、勝ち上がって行けば全国大会まで続いています。

ー昨年はコロナの影響によりほとんどの大会が中止になり、再開されたのが昨年7月になってからでした。

再開後は健康チェックシートの提出、ベンチ内マスク着用、整列はベンチ前で間隔を開けて、試合前の先攻後攻のジャンケンも握手なしで離れて、飲み物は個別に持参して回し飲みしない等、決まり事が増えました。

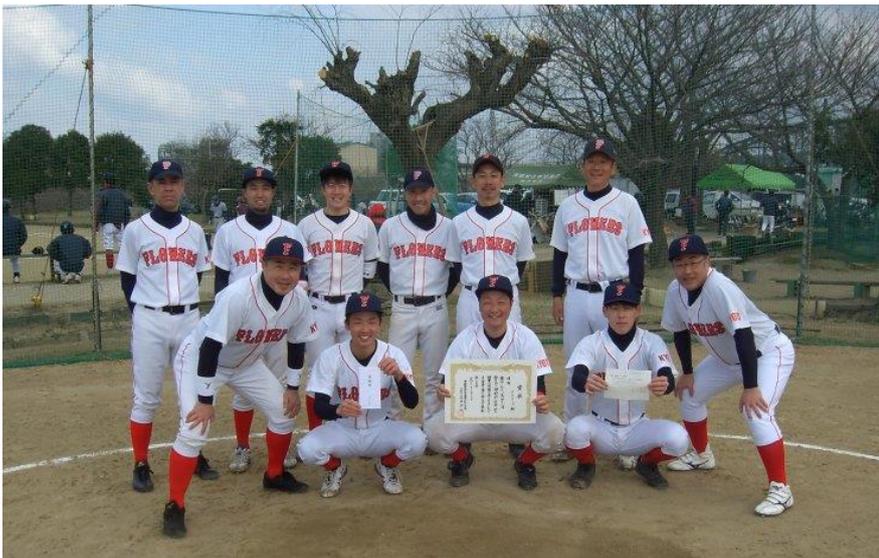
そんな中、支部の推薦により出場した全京都軟式野球選手権大会では1回戦不戦勝、2回戦3対0、準々決勝で元強化指定チームに0対8で負けてしまいました。

チームのメンバーは20代から50代まで各年代いて、54歳の私が最年長です。

最近、なかなか試合には出てないですが、オーダーを決めたり、サインを出したりしてチーム内でコミュニケーションをとりながら、楽しくやっています。

あと、高校の50歳以上のOBで構成している500歳野球にも登録してプレーしています。しかし昨年はコロナの影響で春と秋にある大会はありませんでした。試合のない時、御所の中にあるグラウンドが利用できたら練習もしています。

※筆者注 経験者として申し上げますと、A級はなかなかのものです。



【さて、私はどこにいるでしょう】

投稿俳句 ⑧

秋晴や 息をきらしてゆく  
サンポ犬

西京支部 栗山 基



# どうなる令和3年度障害保健福祉施策

## (その3) ～障害者雇用～

今回は、我が国の障害者雇用対策についてお伝えします。厚生労働省障害者雇用対策課の小林孔氏の発表を引用させていただきます。

### 障害者雇用対策の基本方針(平成30年12月28日 閣議決定)

障害者が希望や能力・適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者ととともに働くことが当たり前の社会を目指していく必要がある。

「障害者が活躍することが普通の社会、当たり前の社会を目指す」とありますが、実態をみると、国はこの基本方針の実現のため、民間企業や公共団体に障害者を従業員の一部(障害者雇用率という)以上雇用するよう、義務付けています。

### 障害者雇用率(令和3年3月1日現在)

|      |      |            |      |
|------|------|------------|------|
| 民間企業 | 2.3% | 国・公共団体     | 2.6% |
| 特殊法人 | 2.6% | 都道府県等教育委員会 | 2.5% |

更に雇用率の達成のため、障害者雇用納付金制度を設けています。

この制度は、年間の労働者数が100人を超える月が5箇月以上ある事業者に対し、雇用率に満たない人数×5万円/月を徴収します。

それらの総額は、360億円にのぼり、この徴収金を原資に雇用率を達成した事業者に配分します。100人以上の事業者にはひとり当たり2万7千円/月が支払われます。

このように、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有するという考えである、「共同社会連帯の理念」に基づいて障害者雇用納付金制度が設けられています。

障害者の雇用確保のための「アメ」と「ムチ」政策と言えなくはありませんが、高い理想を実現するためにはやむを得ないかもしれません。

当面は、国が先頭に立って誘導する必要がありますが、いずれは社会全体に障害者への理解が拡がり、自然に雇用率が達成できることが理想だと思います。

紙面の関係で障害者雇用の現状を詳しくお伝えすることはできませんが、気になるデータを紹介します。

### 年齢別雇用割合

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
|       | 24歳以下 | 55歳以上 |
| 身体障害者 | 2%    | 39%   |
| 知的障害者 | 32%   | 3%    |

左表を見ると、身体障害者と知的障害者の年齢分布がほぼ逆であり、知的障害者の55歳以上の割合が限定的なことが分かります。

## - 機関誌「いくせい」が伝えてきたこと -

今回も昭和31年6月発行の機関誌「いくせい」第3号からお伝えします。

同号には、ある市会議員が「京都市における精神遅滞児の教育方針について」と題する寄稿をしておられます。

テーマは、精神遅滞児にとって、普通学級に併設の特別学級を設置するのが良いか、独立した教育施設をつくるのが良いか、というものですが、まず、この議員は、それぞれの長所・短所について次のように述べておられます。(紙面の関係で短所は省略します)。

特別学級の長所

- 1 学校の行事を通じて普通児と交わる機会が多く社会的人間関係を築いて行ける。
- 2 成績の向上につれて普通学級へ移動できる。

独立した支援校の長所

- 1 特別な施設を整え、これを充分利用することができる。
- 2 学級経営がスムーズに行える。

この議員は、このような分析をしたうえで、当時の市の財政状況から、併設の特別学級の拡充が望ましいとの結論を導いておられます。

しかしながら、当時の特別学級の状況はというと・・・

現在、小学校140校中14学級、中学校では56校中10学級しか設置されていない。小学校では遅滞児のうち、約4%、中学校の方は、約7%がこの学級に入っているのみである。  
一日も早く全部の子等に適切な教育を受けさせるよう努めたい。

ちなみに京都市における知的発達に遅れのある児童の教育施設の歴史をみると、明治38年に淳風尋常小学校に特別私級が私設されたのに続き、大正11年には公立小学校に特別学級が設置されています。

そして昭和31年の公立養護学校整備特別措置法の成立以降、昭和33年に桃山小学校呉竹分校(現呉竹総合支援学校)が誕生したのをはじめとして7校の市立養護学校が誕生しました(京都市HPより)。

この議員や数多くの人の志が、今日の教育施設の充実に結びついていることは言うまでもありません。



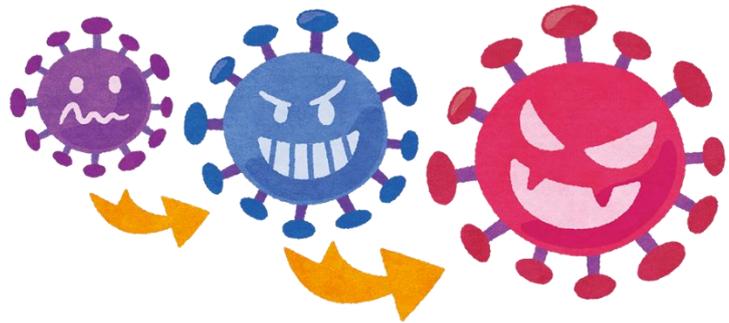
# 事業中止のお知らせ

新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、各種事業を中止することとなりました。

いずれも京都手をつなぐ育成会の主要事業であり、中止は大変残念ではございますが、何卒、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、主催者から通知の連絡があった事業も併せてお知らせします。

## 京都手をつなぐ育成会の事業

- ・親睦大運動会
- ・本人部会バスツアー
- ・京都市障害児・者福祉研修大会
- ・ふれあい育成まつり



## 他の主催者の主な事業

- ・ほほえみ広場 2021 (京都市)
- ・唐橋西寺育成苑まつり (西寺育成苑)
- ・美山育成苑「苑まつり」 (美山育成苑)
- ・オータムフェスタ 2021 (よしだ学園)

来年こそ、皆様に安心して参加していただける事業が開催できるよう心から願っています。



## 第2回弁護士法律講座開催のお知らせ

日時 令和3年10月15日(金) 10:00~12:00

場所 京都手をつなぐ育成会事務局 3階会議室

テーマ 「障害者のマイナンバー制度について」

講師 長尾 充大(ながお あつお) 弁護士

\*人数を制限しての開催となります。20名で締め切らせていただきますので、参加希望者は10月8日(金)までに下記にご連絡ください。

京都手をつなぐ育成会事務局 [☎075-322-1070](tel:075-322-1070)

## 【10月活動計画】

- 2 役員例会 法律相談
- 7 啓発キャラバン 九条塔南小学校にて実演
- 12 文化委員会
- 13 支部長会
- 14 コールいくせい練習
- 15 弁護士法律講座



夏季麺類頒布数 119 個でした。  
ご協力ありがとうございました。

【無料電話・メール相談等本部受付件数】

≪8月相談件数≫

- 療育 7件 施設 2件
- その他 6件 弁護士 1件



令和3年の法律相談 9:30~12:30

10月2日(土) 担当弁護士 永井 弘二 氏  
当番の相談員もいます。お気軽にお越しください。

## 第1回弁護士法律講座の報告

令和3年7月5日(月) 参加者 19名

京都手をつなぐ育成会本部3階会議室に於いて、第1回弁護士法律講座が開催され、御所南法律事務所の脇田喜智夫弁護士に、「成年後見制度を学ぶ」のテーマで講義していただきました。

成年後見制度の生まれたきっかけや、成年後見制度とは、どのようなもの？

任意後見制度と法定後見制度について。制度利用の大まかな流れ等、基本的な部分をわかりやすくお話ししていただきました。

参加者からは、お話をお聞きし成年後見制度のことを再認識できた。とても分かりやすかった。ただ、いざ利用するとなると、利用しにくい点も多く、利用のタイミングもわからない。という使いづらさや制度に対する不安の声もありました。この学びを通して、今後、より利用しやすい制度になれば良いな、と思いました。

相談担当理事(田中・吉田)

知的障がい・発達障がい、ダウン症、てんかんのある方、ご家族に

病気やケガが絶えない…  
成人病や生活習慣病に備えたい…  
他人の物を壊してしまった…  
虐待・雇用現場での差別など  
人に相談しにくい悩みがある…

このようなお困り事に心当たりがある方に…

障がいのある方とご家族へ

ぜんちの **あんしん保険**

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの **こども傷害保険**

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、弁護士がサポート

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

**ぜんち共済株式会社** 0120-322-150

関東財務局長(少額短期保険)第14号 平日9時~17時/土日・祝日・年末年始を除く  
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階 URL: http://www.z-kyosai.com/

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」「東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

取扱代理店(資料請求・その他お問い合わせ)

**株式会社京都インシュアランス TEL 075-253-6848**  
〒604-8141 京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町334日昇ビル2階